

受講料無料

令和4年度小国町・南小国町商工会広域連携事業

インボイス制度対策セミナー

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。
ご準備は進んでいますか？

このセミナーは、事業主の皆様にわかりやすくご説明いたします。

インボイス制度って何？

どんな影響があるの？

手続きは必要なの？

免税事業者でも関係あるの？



詳しくは裏面をご覧ください

日時 令和4年7月26日（火）14時～16時 **定員** 先着60名

場所 小国町商工会 **講師** 税理士 阿部淳一先生

申込み締め切り 7月20日（水）まで

Fax：0967-46-3758（小国町商工会）

7月26日開催のインボイス制度対策セミナーに申し込みます

事業所名		住所	
参加者名①		電話	
参加者名②		FAX	

※新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用でのご出席をお願いいたします。また、発熱等体調に異常がある場合はご出席をお控えくださいますようお願いいたします。

※ご記入いただきました個人情報は、慎重に取り扱い本セミナーの各種連絡のために使用します。

インボイス制度ってなに？

〈**売手側**〉売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められたときは、適格請求書（インボイス）を交付しなければなりません。（交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

〈**買手側**〉買手は仕入税額控除の適用を受けるために、取引相手（売手）である登録業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

インボイスとは売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。現行の「区分記載請求書に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

どんな影響があるの？

課税事業者が、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外のものから行った課税仕入れは、消費税の計算において仕入税額控除ができなくなります。

手続きは必要なの？

適格請求書発行事業者の登録手続きが必要です。登録を受けなければ適格請求書（インボイス）を交付できません。既存の課税事業者も適格請求書発行事業者の登録は必要です。なお、登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

免税事業者でも関係あるの？

免税事業者においては、取引先からインボイスの発行を依頼され、それに応じるならば、適格請求書発行事業者の登録申請手続きが必要です。

なお、登録を行うと課税事業者となります。

企業や課税事業者との取引がある

はい

取引先からインボイスの発行を求められる

商品・製品の販売、飲食物、サービスの提供、建設関連の請負工事など

インボイスの対応
が必要です！

いいえ

インボイスの対応
は必要ありません

しかし、一般のお客様だと思っても経費で落とされているかも・・・
菓子・果物・酒の贈答品、会社の飲み会飲食店の方の食材購入など
また、免税事業者の取引先がインボイスに対応された。